

No. 12

SUMMER  
2009消費者問題の専門家集団  
URL <http://www.nacs.or.jp>nacs  
NEWS

## CONTENTS

NACSは公益社団法人をめざします	1
消費者庁とNACS	2
INFORMATION	3
■ 情報交換会のお知らせ	
■ 平成21年度総会報告	
報告	4
■ 知っ得情報!	
■ 活躍するNACS会員 佐竹さん、三沢さんの受賞	
■ 消費者機構日本の新会長に青山氏!	
■ 宇野前会長ご逝去	
■ 編集後記	

## NACS NEWS 12号

【発行日】平成21年7月1日

【発行】(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会  
〒152-0031 東京都目黒区中根2-13-18  
第百生命都立大学駅前ビル  
TEL 03-3718-4678 / FAX 03-3718-4015

【編集責任者】広報委員長:秋庭悦子

## NACSは公益社団法人をめざします

-公益に資する活動を増進できる体制の確立をめざし-

副会長 狩野 拓夫

## 【公益法人制度が大きく変わりました】

日本の公益法人制度は明治29年の民法とともに始まり、約1世紀にわたり民間非営利部門において大きな役割を果たしてきました。国は「民による公益の増進」をかかげ、同時に頻発する公益法人組織の乱脈経営を糾し内包する諸問題の解決を図ることも目的として、新公益法人制度改革3法(法人法、認定法および整備法)を平成20年12月に施行しました。施行に伴い、全ての公益法人は一旦特例民法法人となり、施行から5年以内(平成25年11月末日)に一般法人又は公益法人への移行申請を行い認定等を得る必要があります。申請は行ったが認定等が得られなかった法人や申請を行わなかった法人は解散となり、財産は同種の団体に寄付することになります。

## 【NACSは公益社団法人をめざします】

NACSは会員の活動により消費者利益と企業活動の調和を図りながら、持続可能な消費生活社会の確立をめざす公益活動を行ってきており、今後ともこの公益活動を続けていくことがNACSの使命であると考えます。このたびの消費者庁の設置決定はNACSの公益活動に大きな活力を与えられそうです。このような中で公益活動の増進には法人

格にもステータスが必要です。新公益法人制度の下で、公益法人化をめざすのは25,000法人のうち、10%以下ともいわれており、認定基準をクリアした公益法人は、社会的信用度が高まり、事業の受託等においても優位性が発揮できるものと推察されます。NACSの公益法人化による社会的認知度・信用度の向上は、会員個人および賛助会員各位に対しても有形無形のプラス面が期待できます。

## 【公益認定のためには"定款改定"が必要】

公益社団法人の認定を受けるためには、先ず認定法に定める基準(経理的基礎、技術的能力、収支相償、公益事業費率50%以上など)に適合していなければなりません。しかし、NACSはこの点は問題ありません。しかし、主務官庁の指導・監督に従っていること(NACSの現在の定款は経済産業省モデル定款の一部を満たしていない)および定款内容を法人法および認定法に適合したものに改定すること(すべての特例民法法人が対応必要)はNACSとしてクリアしなければならない課題です。

経済産業省モデル定款に合致させるためには、総会の定足数は、構成員の「3分の1以上」を「過半数」に、定款改定の議決は「3分の2以上」を「4分の3以上」に改定する必要が

あります。また、新公益法人制度では、定款に従った法人運営が厳しく求められるため、新規事業の追加等があればその都度定款改定が必要になります。

## 【解決の鍵は「代議員制度」の導入】

NACSが今回の公益社団法人移行手続きを円滑に進めるとともに、将来の事業運営を機動的に展開するためには、定款改定が確実に、より簡便にできる体制を整備することが不可欠です。その鍵となるのは「代議員制度」の導入です。代議員制度は会員の中から、支部ごとに、概ね会員30人に1人の割合で選挙によって選出し、総会の構成員とするものです。

## 【定款改定のための臨時総会は9月3日に開催】

公益社団法人への第一歩となる臨時総会は9月3日に開催します。この総会では、経済産業省のモデルに準拠した定足数の変更と代議員制度の導入を柱とした定款改定を議決します。ここで改定された定款に基づいて日を改めて代議員選挙を行い、選出された代議員によってさらに平成22年度の通常総会において新法に準拠した定款に改定を行い、公益社団法人への認定申請を行うという二段階の手順を踏むこととなります。

臨時総会での定款改定の議決には会員の3分の2以上の議決が必要です。NACSとして全会員への議決権行使をあらゆる機会を通じお願いしておりますが、賛助会員各位の中におられるNACS会員へも議決権行使をお願いしていただければ幸いです。

# 消費者庁とNACS

副会長 青山 理恵子

消費者庁関連3法案が成立した。福田前首相が2008年1月の169通常国会の施政方針演説の中で「消費者行政を統一的、一元的に推進するための強い権限をもつ新組織」の設立を掲げてから1年猶予を経て、2009年4月17日に衆議院の本会議で、同じく5月29日に参議院の本会議で可決成立をみたのである。骨子は

## 消費者庁及び消費者委員会設置法…………… 組織法

- 任務、所掌事務、消費者委員会等

## 関係法律の整備法…………… 作用法

\*各府省庁からの移管・共管・29の法律

(表示) 景品表示法、JAS法、食品衛生法等

(取引) 特定商取引法、特定電子メール法、貸金業法、割賦販売法、旅行業法等

(安全) 消費生活用製品安全法等

## 消費者安全法…………… 作用法

- 基本方針の策定
- 地方自治体の事務（苦情相談、あっせん等）
- 消費生活センターの設置

○消費者事故に関する情報の集約

○消費者被害の防止措置（公表、措置要求、事業者への勧告・命令等）

というものであり、組織は図のようになる。

行政のパラダイム（価値規範）の転換と位置付けられるが、法律の制定過程で衆議院では23の付帯決議、参議院では34の付帯決議を可決している。主なものは、○消費者教育については学校教育・社会教育あらゆる機会を活用し、推進体制の強化を図り、かつ、消費者教育を担う人材育成のための措置を講ずること、○消費生活センターで委託等を採用している場合、相談員の処遇の改善が図られるよう万全を期すこと、○消費者被害の情報収集、消費者への啓発等を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の支援の検討を行い、必要な措置を講ずること等々である。実に今までNACSが真摯に実施してきた諸活動が評価され、活動に対する支援が表明されている。審議の過程でNACSも参考人として意見を申し述べる機会を得たが、消費者教育・学校教育等への出前講座を行っている現状、ボランティアで消費者相談を実施し、暮らしの安心安全を担っている活動の実態を説明した結果の評価とも受け取れる。

公益社団法人となり、消費者庁を真に消費者のための行政組織へと監視するNACSに対する社会の期待はますます高まり、役割は重いものと気の引き締まる思いである。

## 消費者庁関連3法の関係について

組織法

### 〈 消費者庁及び消費者委員会設置法 〉

○ 任務、所掌事務、消費者委員会、等

\*これに併せて内閣府設置法を一部修正（消費者政策担当の内閣府特命担当大臣を常設）

### 〈 関係法律の整備法 〉

- 各府省庁からの移管・共管
- 一体的運用

(表示) 景品表示法、JAS法、食品衛生法等

(取引) 特定商取引法、特定電子メール法、貸金業法、割賦販売法、  
宅建業法、旅行業法等

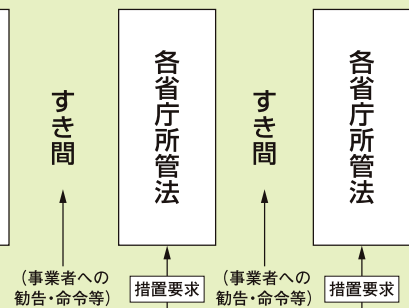
(安全) 消費生活用製品安全法等

作用法

### 〈 消費者安全法 〉

- 基本方針の策定
- 地方自治体の事務（苦情相談、あっせん等）
- 消費生活センターの設置
- 消費者事故に関する情報の集約
- 消費者被害の防止措置（公表、措置要求、事業者への勧告・命令等\*）

\*事業者への勧告（点検、修理、表示等）⇒勧告内容の実施命令（重大事故発生の急迫した危険がある場合）譲渡、使用禁止等⇒回収などの命令



## 情報交換会のお知らせ 「消費者庁」と企業の新たな関係を探る 広報委員会

### ～私たちが望む消費者庁～

2009年(平成21年)5月に関連三法が成立し、10月に消費者行政を一元的に所管するため、内閣府の外局として「消費者庁」が設置されることとなりました。消費者庁は消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指していますが、そのためには、企業のあり方も大きく変わってきます。

そこで、消費者行政推進会議の委員の一橋大学法科大学院長の松本恒雄先生をお招きし「消費者庁と企業の新たな関係を探る」をテーマにご講演いただきます。

また、消費者利益と企業活動の調和を図るNACSや企業と消費者の架け橋となっているACAP、マスコミなどそれぞれの立場から消費者庁との新たな関係についてディスカッションいたします。

日 時： 2009年7月23日(木) 13:30～16:30  
場 所： 糖業会館 2階ホール  
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-9-3 糖業会館・ニッポン放送本社ビル

プログラム： 基調講演：「消費者庁と企業の新たな関係を探る」  
【講師】一橋大学法科大学院長 松本 恒雄 氏

#### パネルディスカッション「私たちが望む消費者庁」

【パネリスト】(社)消費者関連専門家会議 理事長……滝田 章 氏  
日本経済新聞社 論説委員……………岩田 三代 氏  
NACS副会長……………狩野 拓夫 氏

参加費・申し込み方法： 〈参加費〉企業(賛助会員・懇話会員)1社当たり3,000円  
企業(一般)1社当たり5,000円  
個人(会員)500円、個人(一般)3,000円

〈申し込み先〉FAX:03-3718-4015  
E-Mail:nacskoho@yahoo.co.jp

〈申込締切〉7月16日(木)

※件名を「NACS情報交換会参加希望」とし、お名前、所属、連絡先を明記してお申し込み下さい。  
※人数多数でお断りの連絡を差し上げない限り、そのまま会場にお越し下さい。

## 第21回通常総会の開催報告

第21回通常総会が平成21年6月11日(木)10時30分から12時まで学士会館にて開催されました。

はじめに山本和彦会長より、平成21年度はNACSにとって内外ともに変化の激しい年になると予想されるとして、本年秋の消費者庁設置により消費者問題に注目が集まる一年となること、また、NACSは消費生活に関する専門家集団として公益認定を受けるための取り組みを進めており、会員の協力支援をお願いしたい、との挨拶がありました。

続いて、来賓として経済産業省商務情報政策局消費経済政策課長の丸山進氏より、NACS会員による消費生活相談やその他の幅広い活動についての感謝の言葉とともに、特定商取引法、割賦販売法が大幅に改正され、12月1日の施行に向けての整備・準備を進めている最中であること、また消費者庁設立について、単に枠組みや組織を作るのみではなく、現場重視の環境作りが大切であると考えており、NACS会員には一層の協力・活躍をお願いするとのお言葉をいただきました。

その後、議長である山本会長から、会員3733名に対して2181名の出席(委任状含む)があり、会員の1/3以上の定足数の要件が満たされ総会が有効に成立したことが宣言されました。議案については、第1号議案から第6号議案が狩野副会長から報告があり、賛成多数で承認されました。第1号議案は「平成20年度事業報告承認の件」、第2号議案は「平成20年度決算報告及び監査報告承認の件」、第3号議案は「平成21年度事業計画承認の件」、第4号議案は「平成21年度事業予算承認の件」となっており、特に「第3号議案」では、事業計画の前提である公益社団法人への移行申請を目指して、移行準備を本格化するとともに、新たに設置される消費者庁への



協力に加え、①消費者啓発活動の具体的計画、②消費生活に関する調査研究事業、③消費生活に関する研修会・研究会活動の推進、④内外関係機関との交流、情報交換、提言等の活動、⑤NACS消費生活研究所などのその他の事業活動について説明がありました。また、第5号議案「役員選任の件」では、2名の辞任に伴う後任について、最後の第6号議案は「臨時総会の開催及び臨時総会での定款変更の件」では、公益社団法人へ移行を目指し公益認定に向けた準備のための第一段階として、平成21年9月3日に臨時総会を開催し、定款変更を行うことが承認され、総会は終了しました。

また、総会後に平成21年度第2回理事会が開催され、臨時総会に付議する定款変更案が議決されました。

知っ得情報!

「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」(以下、「円卓会議」という)が始まっています。

2009年3月24日第1回の総会で円卓会議が設立され、現在、「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」を策定するための準備および前倒しで取り組む個別課題について議論をしています。

◆円卓会議の仕組みについて

政府だけでは解決できない社会的課題\*に対して、広範な主体が協働して自ら解決に当たる新たな“公”の枠組み(マルチステークホルダー・プロセス)

\*例えば、企業が継続的に環境にやさしいモノづくりに取り組むためには、当該商品を積極的に購入する消費者の存在や、活発な市民活動による新しいライフスタイルの普及が必要

◆参加者について

現在は、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGO、行政など。消費者団体も総会、総合戦略部会、運営委員会に3人づつ参加し、NACSでは総会と運営委員会に参加しています。

◆現在行っていること

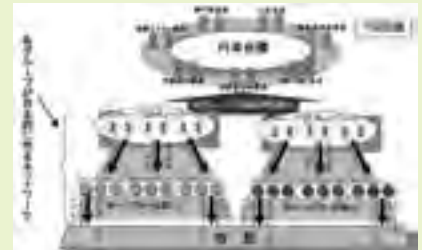
- i) 安全・安心で持続可能な社会の実現に向け、広範な主体の協働を推進
- ii) 組織の社会的責任を促進する環境整備を推進

そして、2010年4月には各主体の総合的な行動計画となる「安全・安心で持続

可能な未来への協働戦略」を策定が予定されています。

◆詳しい情報の入手について

内閣府の「社会的責任の取組促進」に開示されています。



活躍するNACS会員

■ 佐竹愛子氏、平成21年度消費者支援功労者表彰を受賞



東日本支部研修委員会、NACS消費者相談室でご活躍の佐竹愛子氏が、平成21年5月29日消費者問題国民会議2009愛知大会において、内閣府より「消費者支援功労者表彰」を受賞されました。

これは平成18年に川崎市の消費生活相談業務の委託化に伴い、相談員を中心に「かわさきコンシューマーネット」を立上げ、相談業務を受託し、相談員の指導・育成に努

めながら相談業務を実施し、結果として川崎市の相談のあっせん率は全国平均よりも高率となり、また、NACSでの相談室長としての活動も併せて評価されたとのことでした。

受賞された佐竹氏は、「表彰式の当日は、消費者庁関連法案が成立した日でもあり、市と協働で相談業務を実施する責務を痛感し、今後も相談の資質の向上に努めたい」とその決意を新たにされていました。

■ 三沢邦子氏、平成21年度大阪府知事各界功労者表彰を受賞



西日本支部長でご活躍の三沢邦子氏が平成21年5月7日大阪国際会議場で開催された「大阪府知事各界功労者表彰」を受賞されました。受賞された方々は産業功労者、公共関係功労者と多方面にわたっておられました。

公共関係の中には府議会関係、府政関係、教育関係、文化関係などがあり、三沢氏は府政関係の中の消費生活部門での受賞でした。消費生活部門での表彰はこれまでほと

んどされておらず、今年度もこの部門での受賞は三沢氏お一人でした。

大阪府の消費者行政への貢献が評価されたものとのことですが、受賞された三沢氏は「私一人の表彰ではなく、NACS西日本支部の活動に対していただいたものと思っている」とのコメントをされていました。更に、今後の抱負としては「この受賞も一つの契機としてこれからNACSも地方(各支部)が元気になっていかなければと思う」と述べられていました。

新会長

■ 消費者機構日本の新会長に青山 侑 氏!

2009年5月26日(火)、主婦会館プラザエフにて、消費者機構日本の通常総会が開催されました。この総会で根来前会長が退任し、新会長に青山 侑(あおやま やすし)氏が選任されました。青山氏は元東京都副知事であり、現在は明治大学公共政策大学院教授。「消費者団体訴訟制度は市場取引を円滑公平にする役割を消費者団体に期待する制度であり、皆さんと一緒に活動していきたい。」と挨拶されました。



逝去

■ 宇野政雄氏 ご逝去

NACS前会長宇野政雄氏が去る4月27日(月)に87歳でご逝去されました。1988年NACS創設以来、実に20年間もの長きにわたって、会長を務めていただき、会員数3800名、日本最大の消費者関連団体に成長することができました。これもひとえに常に時代をリードされてきた宇野前会長のご指導・ご支援の賜物と深く感謝の意を表するとともにNACS会員一同慎んでご冥福をお祈りいたします。合掌

編集後記

NACSを巡る社会環境が大きく変わっています。そこで今回は、二人の副会長からそれぞれ、公益社団法人への取り組みと消費者庁との関わりについて、お知らせすることにいたしました。また、国においては、持続可能な未来社会に向けた戦略策定が始まっていますが、これまでの審議会とは異なるステークホルダーによる円卓会議という手法がとられており、NACSもかかわっています。引き続き、これからのNACSの活動について、注目していただきたく情報発信してまいります。